

物品購入等契約に係る取引停止の取扱規程

（目的）

第1条 この要項は、ふくい水産振興センター（以下「センター」という。）における物品の購入及び製造、役務その他の契約（以下「購入等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて定めるものとする。

（定義）

第2条 この要項において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

（取引停止の措置）

第3条 センターは、取引業者が、次の各号の一に該当する場合は、情状に応じて別表に定めるところにより取引停止を行うものとする。

- 一 センターが発注する購入等契約に係る業者又は今後購入等契約の相手方となる可能性を有する業者が、別表各号の措置要件に該当することとなる場合
- 二 前号に掲げる場合のほか、代表取締役が特に必要と認める場合
- 2 センターは、前項の規定により取引停止を行う場合において、当該取引停止について責を負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人に対し、当該取引停止を行う業者の取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を併せ行うものとする。
- 3 センターが取引停止の措置を行う場合は、別に定める取引停止審査委員会における審査の後、役員会の議決を経てセンター長が決定するものとする。ただし、別表の措置要件9に該当する場合は、この限りでない。

（取引停止に係る特例）

第4条 業者が一つの事案により別表各号の措置要件の二つ以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の最も長いものをもって取引停止期間とする。

- 2 業者が、取引停止の期間中又は当該期間の終了後3年を経過するまでの間に別表各号の措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間は、当該各号に定める期間の2倍の期間とする。
- 3 業者が、取引停止の期間中に別表各号の措置要件に該当することとなった場合の取引停止の始期は、当初の取引停止期間終了日の翌日とする。
- 4 センターは、取引停止の期間中の業者について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、取引停止の期間を変更することができるものとする。

- 5 センターは、取引停止の期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めたときは、当該業者について取引停止を解除するものとする。
- 6 センターは、取引停止期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。
- 7 センターは、業者が過去の不正行為について自己申告した場合等情状酌量すべき特別の事由があると認めたときは、別表の定める期間の減免を行うことができるものとする。

(指名停止等の措置)

第5条 センターは、取引停止を行った業者について、見積書の提出を依頼している場合は、当該依頼等を取消すものとする。

(下請等の禁止)

第6条 センターは、取引停止の期間中の業者がセンターの購入等契約に係る製造等の全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合は、この限りでない。

(取引停止の公表及び通知等)

第7条 センターは、第3条の規定により取引停止を行い、第4条第4項の規定により取引停止の期間を変更し、または第4条第5項の規定により取引停止を解除したときは、当該業者に対し遅滞なく通知するものとする。

(取引停止に至らない事由に関する措置)

第8条 センターは、取引停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

附則

- 1 この規程は、令和2年7月1日から施行する。

取引停止の措置基準（第3条、第4条関係）

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 1 センターの購入等契約において、次のいずれかに該当し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ア 契約の履行に当たり故意又は重大な過失により、不正な行為又は粗雑な履行を行ったとき イ 納品の事実を偽ったとき ウ 落札者等の契約の締結又は契約者の契約の履行を妨げたとき エ 落札したが契約を締結しなかったとき オ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき カ 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき キ 提出書類に意図的な虚偽があったとき ク 架空請求を行ったとき ケ その他契約に違反したとき	認定をした日から 24 ヶ月以内 24 ヶ月以内 24 ヶ月以内 24 ヶ月以内 24 ヶ月以内 24 ヶ月以内 24 ヶ月以内 24 ヶ月以内 9 ヶ月以内
（贈賄） 2 業者である個人又は業者の役員若しくは使用人が、センターの役員又は職員に対して行った贈賄の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から24 ヶ月以内
（独占禁止法違反行為） 3 センターの購入等契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22 年法律第54 号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第8条第1号又は第19 条に違反し、公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金命令を受けたとき、又は同法に違反する容疑で公正取引委員会から告発されたとき。	命令又は告発を知った日から24 ヶ月以内
（競売入札妨害又は談合） 4 センターの購入等契約に関し、業者である個人又は業者の役員若しくは使用人が、刑法（明治40 年法律第45号）第96 条の3 に規定する競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から24 ヶ月以内

(暴力団関係者) 5 業者である個人、業者の役員若しくは使用人又は業者の経営に事実上参加している者が、集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。 6 業者である個人又は業者の役員若しくは使用人が、業務に関し不正に財産上の利益を得、又は債務の履行を強要するために、暴力団関係者を使用したと認められるとき。 7 業者である個人又は業者の役員若しくは使用人が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	当該認定をした日から24ヶ月以内 当該認定をした日から24ヶ月以内 当該認定をした日から24ヶ月以内
(その他) 8 業者である個人又は業者の役員若しくは使用人が、取引停止期間中にもかかわらず、センターにおいて営業行為を行ったとき。 9 他の公共的機関において取引停止の措置が行われたとき。 10 前各号に掲げる場合のほか、特別の事由によりセンターの購入等契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当初の取引停止期間終了日の翌日から9ヶ月以内 社会的影響度等を考慮し決定 必要があると認められる期間